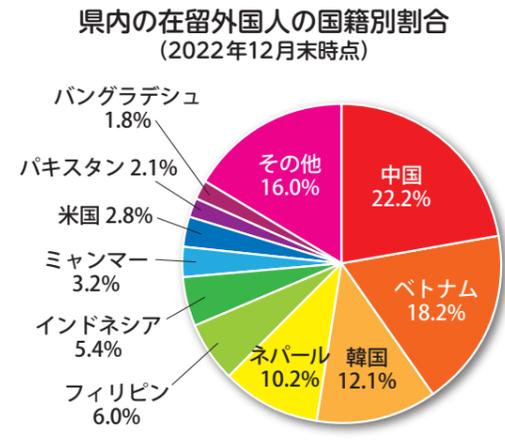
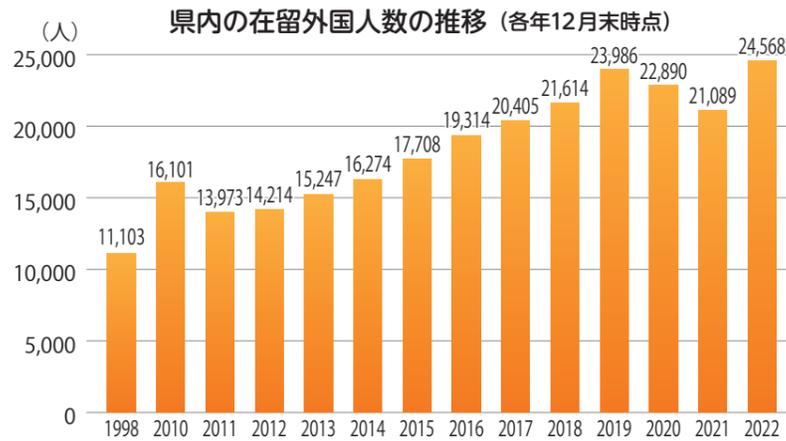
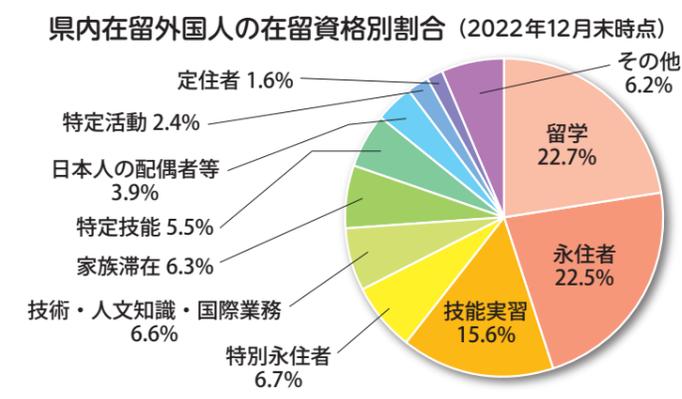


外国人県民の現状



在留外国人は増加傾向 県民の約1%が外国人 東南アジア国籍の増加 約130か国からの出身者



外国人労働者は増加傾向 全国と比較して、留学の割合が高い

出典：法務省「在留外国人統計」宮城労働局「外国人雇用状況」

資料7



多文化共生社会の形成の推進に関する条例（抄）

平成十九年七月十一日
宮城県条例第六十七号

(目的)
第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

(基本理念)
第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。
一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。
二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。
3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

第4期

宮城県多文化共生社会推進計画

発行：宮城県 経済商工観光部 国際政策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL：022-211-2972 mail：kokusaik@pref.miyagi.lg.jp

計画全文は右記QRコードからご確認いただけます▶



令和6年3月
宮城県



第4期宮城県多文化共生社会推進計画

宮城県では、平成19年(2007年)に施行された「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」に基づき、多文化共生社会の形成を促進すべく、取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に「宮城県多文化共生社会推進計画」を策定しています。これまでの取組を踏まえ、令和6年(2024年)に「第4期計画」を策定し、さらに多文化共生社会を推進します。

宮城県の現状

- 現状、県民の約1%が外国人であるが、さらに2070年には日本の総人口の約10%が外国人となる推計
- 県内在留外国人の増加及び多国籍化、外国人からの相談内容が多様化
- 気象災害の激甚化等を踏まえた防災情報等の迅速な発信の必要性
- 国際卓越研究大学認定候補となった東北大学や、外資企業による大規模製造工場の立地決定等を背景とした高度人材の流入
- ベトナム政府、インドネシア政府と人材の供給に関する協力覚書を締結したことによる外国人材のさらなる流入

「攻め」の多文化共生施策

基本理念

「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」
 一国籍、民族等の違いに関わらない県民の人権の尊重と社会参画

基本方針

多様な主体が活躍する地域づくり
 誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり

計画期間

令和6年度(2024年度)から
 令和10年度(2028年度)までの5年間

施策の柱

「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の解消に向けて、6つの施策の柱を掲げ、柱に基づく取組を推進します。

意識の壁の解消

01

多様性を理解・尊重する共通認識の醸成

- 日本人県民に向けた理念啓発
- 外国人県民に対する日本及び地域の文化・慣習・制度等への理解促進
- 外国人材雇用企業や関係団体に向けた人権教育・多文化共生理念啓発
- 県・市町村職員等の関係部署における多様性を尊重する共通認識醸成

02

多様性を活かした地域の活性化

- 外国人県民の地域活動への参加促進
- 市民団体の活動に対する支援の充実
- 支援人材の発掘・育成



03

活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

- やさしい日本語を用いた情報発信及びコミュニケーションの促進、関係機関への意識啓発
- 各種通訳サポーター等の活用促進
- 多言語による防災情報等の発信
- DX(デジタルトランスフォーメーション)推進による生活利便性の向上

言葉の壁の解消

04

多様な学習支援による地域社会への適応力向上

- 学習者に応じた日本語学習の支援及び日本語講座の充実
- 外国人の児童・生徒及びその保護者に対する支援の強化
- ICT(情報通信技術)を用いた日本語教育モデルの構築



05

ライフステージに応じた生活支援の体制強化

- 相談体制の強化に向けた関係機関の連携、相談技術の向上等による支援体制強化
- 医療、出産、子育て等の支援に係る関係機関との連携等を通じた支援体制強化
- DX(デジタルトランスフォーメーション)推進による利便性の向上【再掲】

生活の壁の解消

06

就労支援の促進

- 事業者に対する外国人材受け入れに係る支援の充実
- 外国人材に対する県内定着に係る支援の充実